

西奈良ルーテル保育園運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人近畿福音ルーテル福祉会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 西奈良ルーテル保育園
- (2) 所在地 奈良市鳥見町二丁目19番地の5

(施設の目的及び運営方針)

第2条 西奈良ルーテル保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児（以下「園児」という）を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 「当園」は、「奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（令和3年奈良市条例第41号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する特定教育・保育等の内容)

第3条 「当園」は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（子ども・子育て支援法 平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育という。以下同じ）給付認定を受けた保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該教育・保育給付認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、教育・保育給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該教育・保育給付認定に係る園児に対し、第11条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する延長保育を提供する。

(職員の職種、員数)

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1名 (2) 主任保育士 1名 (3) 保育士 (常勤換算後15名以上) (4) 事務員 1名

(職務の内容)

第5条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- 1 園長は、園の業務を統括し、会計事務に従事する。
- 2 主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。
- 3 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡などの業務を行う。
- 4 事務員は、事務処理、契約事務、経理事務に従事する。

(職務の心得)

第6条 職員は、この規定を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

(文書の取り扱い)

第7条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第8条 文書は整理し、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

(備えるべき帳簿及び保存年限)

第9条 備えるべき簿冊及び保存年限は別表のとおりとする

(特定教育・保育の提供を行う日及び提供を行わない日)

第10条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く

(保育時間)

第11条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時半から18時半までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。土曜日は7時半から17時までの範囲とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時～7時半、18時半～19時までの範囲内で延長保育を提供する。ただし、土曜日は17時までとする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時半から16時半までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。土曜日も同様である。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時半まで又は16時半から

19時までの範囲内で、延長保育を提供する。ただし、土曜日は7時半から17時までの範囲とする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第12条 「当園」の特定教育・保育を利用した教育・保育給付認定保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 「当園」は、教育・保育給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保育者から特定教育・保育基準費額法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 「当園」は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用定員)

第13条 「当園」の利用定員は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 63人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 42人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 15人

(利用の開始に関する事項)

第14条 「当園」は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第15条 「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子どもの教育・保育給付認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定子どもの教育・保育給付認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(登降園)

第16条 登降園は、原則として保護者が付き添うものとする。保護者が付き添えない場合は、保護者より代理の方の名前、関係を職員に報告する。

(保育内容)

第17条 保育内容は、保育所保育指針やキリスト教保育指針などを参考にしながら、子どもたちの健全で調和のとれた心身の育成を目指す。

(保護者との連絡)

第18条 「当園」は、保護者と密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第19条 園長は、園児の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施してその

結果を記録しておかなければならない。

(給食)

第20条 給食は、変化に富んだ献立とし、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

(苦情対応)

第21条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合、園は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告する。

(緊急時における対応方法)

第22条 「当園」の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第23条 園長又は防災管理者は、非常その他緊急の事態に備え、とるべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月1回以上、園児及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第24条 園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第25条 保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(改正)

第26条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人近畿福音ルーテル福祉会理事会の議決を経るものとする。

附則

この規定は、2015年4月1日から施行する。

2018年 6月 1日改訂
2019年10月 1日改訂
2020年 6月 1日改訂
2021年 4月 1日改訂
2021年11月27日改訂
2022年 4月 1日改訂
2023年 4月 1日改訂
2023年11月18日改訂
2024年11月16日改訂

別表（第12条関係）

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（実費徴収）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食費	3歳以上児の主食費 3歳以上児の副食費	月額 1100円 月額 7150円
保育充実協力金	行事の助成、アルバム代、日本スポーツ振興センター災害共済給付、遠足代等	実費徴収
絵本代	2歳児～5歳児 保育時に利用	実費徴収
おどろぐ箱	3歳児以上	実費徴収
延長保育料	やむを得ない理由により、教育・保育給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合	7時～8時半・16時半～・19時 30分毎に100円（保育短時間） 7時～7時半・18時半～19時各々100円（保育標準時間） 19時を超えた場合、500円

2 保育の質の向上を図るうえで特に必要であるとする利用者負担金（上乗せ徴収）

無し